

主権者であることの自己表現

東京大学教授 小森 陽一

井上ひさし氏は『自家製文章読本』（新潮社、1984）の末尾で、「言語の目的はなにか」という「根本的な問答」の「答」として、「伝達と表現である」と宣言していた。「伝達」は「お互いの共通の常識に働きかけながら送信と受信を完成させること」であり、「表現」は「自分の趣味」（美的判断）に即して「自分」を「表現」することだ。「伝達と表現」を同時に実現することは、とても難しい。けれども、最近「伝達と表現」を両立させた「言語」に出合えてとても嬉しく思っている。

そのような「言語」の一つが、「何が秘密？それは秘密です」という、「特定秘密保護法」に反対する運動の中で使われて来た標語だ。

事の始まりは、2013年10月18日の「東京新聞」「こちら特報部」の記事であった。担当記者は鈴木伸幸氏と小倉貞俊氏で、識者と一緒に「『秘密保護法案』反対標語を考える」という内容である。「北朝鮮の脱北者を取材してきたジャーナリスト集団「アジアプレス」の石丸次郎共同代表」の発案であった。そしてほぼ同時に、『『何が秘密？それは秘密』法に反対するネットワーク』が結成され、このグループが様々な運動をつないでいったのである。

まず「特定秘密保護法」の本質的な問題を、文章の構造として内在させているところに、「伝達」力の重要な決め手がある。つまり「何が秘密？」と問いかける者に対し、「それは秘密です」と答える者がいるという対話構造が、主権者である国民と、国家権力としての行政の長との根本的な対立関係を正確に「伝達」しているのだ。別な言い方をすると「特定秘密保護法」が、どれだけ憲法に違反しているかを端的に「表現」しえている標語なのだ。

井上ひさし氏は、「憲法は主権者である国民が、国家権力に縛りをかける最高法規です」と「九条の会」の講演会などで繰り返し訴えてきた。その憲法と「特定秘密保護法」との関係を、「何が秘密？それが秘密です」という標語は、複数のレベルで分析的に示しているのである。

まず何を秘密にするのかという秘密指定の権限は、全ての行政機関の長に与えられており、秘密指定範囲は無限であり、その秘密指定が妥当かどうかは、身内でチェックするだけなのだから、それぞれの行政機関の長、すなわち国家権力にとって不都合なことは、全部秘密に出来るわけで、主権者である国民が国家権力に縛りをかけるための基本情報が、すべて隠されてしまうということになる。

指定された秘密を管理する段階では、行政機関の長が何を秘密であると決めたか自体が秘密になり、これに対する取材や内部告発が最長で10年間の懲役という厳罰で威嚇されていく。そして解除については、その最終期限はなく、その判断はやはり行政機関の長にまかされている。

これでは主権者である国民が、憲法によって国家権力を縛ることができなくなる。国家権力が日々何をやっているのかという情報を、自由な取材とそれに基づく報道で伝え、知らされた事実に基づいて、国のやり方が憲法に違反しているか否かを私たち国民が判断するのである。

けれども「特定秘密保護法」では、安全保障や防衛、外交、特定有害行動やテロ防止などの情報を入力したり、取材し報道したり、意見を交換することさえ制限されることになる。憲法の国民主権が侵犯されていることが、まず第一に「何が秘密？それは秘密です」という標語から明確に認識できるのだ。

「特定秘密保護法」が憲法に違反する第二の理由が、基本的人権を踏みとじるところにあることを、「何が秘密？それが秘密です」という標語は、やはり適確に「伝達」している。憲法が「最高法規」であるのは、主権者である国民が「基本的人権」を有するからだ。第10章「最高法規」の第97条で、まず「基本的人権の本質」が規定されているのはそのためである。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び

将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」という97条を前提にして、この基本的人権を保障された主権者としての国民が、国家権力に縛りをかける「最高法規」が憲法である。だから「憲法尊重擁護の義務」を負うものとして、99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定しているのだ。

「特定秘密保護法」を強行した安倍晋三総裁率いる自由民主党が、野党であった2012年4月27日に発表した「自民党憲法改正草案」において、97条はバツサリ全文切り捨てられており、憲法を守る義務は「国民」に負わされていたことをここで思い起こしておく必要がある。

99条では国家権力を握っている者こそが憲法を「尊重擁護の義務」を負う者として規定されている。行政権力を持つ者が「国務大臣」と「その他の公務員」、立法権力保持者が「国会議員」、司法権力を持つのが「裁判官その他の公務員」である。基本的人権の保有者である一人ひとりの主権者である国民が、自らを国家権力から守るために「最高法規」としての憲法を行使するのである。

だから第3章「国民の権利及び義務」の第11条「基本的人権の享有」では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と、国家権力との対峙が明示してある。主権者である国民の「基本的人権の享有」は、国家権力によって「妨げられない」と、強い命令になっているのだ。「自民党改憲草案」では、この国家との対峙、国家権力への縛りとしての「妨げられない」が削除されていることも、やはり想起しておこう。

2014年1月7日の閣議の後、「特定秘密保護法」担当の森雅子内閣府特命担当相は「適性評価」について記者会見を行い、特定秘密を扱う民間人の防衛産業従事者「3000人から3500人」、「都道府県警察の適性評価の対象として想定される職員数は、約2万9000人と見積もっている」（『東京新聞』2014年1月8日）と述べた。

「適性評価」とは、秘密を扱う人間の漏えいの可能性を調べる身辺調査のことで、本人だけではなく家族も対象になる。明らかに憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福

追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」に違反する。「個人」として守りたいプライバシーの一切が、調査されたうえで評価対象になってしまう。しかも「公共の福祉に反し」たかどうか以前に、どのような職種についているかで、プライバシー権は奪われてしまうのだ。

適性評価の評価事項には、「特定有害活動」、すなわちスパイ活動やテロリズムとの関係に関する事項をはじめとして、あらゆる過去の履歴が調査対象となる。「警察に照合することもある」（『高知新聞』2013年12月21日）と言うのだから、公安警察が支配する社会になってしまう。

ジャーナリストの青木理氏は「米国などから提供された情報を保全しなければならないということがもっともらしく流布されていますが、それなら秘密指定の対象は防衛・外交分野で十分です。そこに「テロ対策」を潜り込ませたことはこの法律がまさに警察主導であることを物語っています」と指摘した。そのうえで、「特定秘密保護法」を作成した事務局の責任者で、内閣情報調査室の責任者でもある「内閣情報官の北村滋氏は、警察庁警備局の警備課長や外事情報部長などを務めた警備公安警察の中核にいた男で警備企画課の理事官もやっています。このポジションは、先ほど原田さんがおっしゃったスパイの獲得・運営作業を統括しています」（『世界』、2014年1月号、シンポジウム「秘密保護法は公安警察の隠れ蓑だ」、「原田さん」はこのシンポジウムに参加した「市民の目フォーラム北海道」代表の原田宏二氏のこと）と分析している。

「3・11」以後、脱原発運動を始めとして、一人ひとりの主権者である国民が立ちあがり、首相官邸前では行政権力に対して、国会前では立法権力に対し、そして裁判所前では司法権力に対して、声を上げることが、毎日のように行われ、その運動は全国の市町村にまで広がり持続している。こうした、一人ひとりの国民が主権者として発言し行動して、「何が秘密？」と国家権力に問いかける主体が数多く新たに形成されてきた中で、すべてを秘密にするばかりでなく、憲法21条で保障された「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」をも、公安警察の手で奪っていかうとするのが「それが秘密です」と答える側の意図なのだ。

13条には「公共の福祉に反しない限り」という

限定があるが、21条は無条件である。それは戦前戦中の治安維持法体制が、大日本帝国を戦争をしつづける国にしてしまったという深い反省に基づいている憲法上の認識なのだ。

つまり、「特定秘密保護法」は日本国憲法の平和主義の原則にも反していることがここから見えてくる。「特定秘密保護法」に反対する運動の中心となり、先頭で発言しつづけてきた田島泰彦上智大学教授は、次のように指摘している。「憲法は、戦争の放棄と戦力の不保持、平和的生存権を定めているが、これからすると、軍事や防衛についての情報は、秘密保護の「正当性」も含めて、憲法の平和主義の観点から厳しく吟味することが求められている〈中略〉防衛秘密保護の強制化は、平和主義に背馳するおそれが強い」（前出『世界』）。

「何が秘密？それが秘密です」という標語の「伝達と表現」の射程がここまでであるのに対し、何も「伝達」せず「表現」しようとするのを、ただひたすら押し隠すために使われているのが、第二次安倍晋三政権の2013年標語の一つであった「積極的平和主義」にはかならない。96条先行改憲を断念したあたりから、解釈改憲による自衛隊の海外での武力行使容認を表す言葉として、「積極的平和主義」が使われつづけている。

2014年1月4日、安倍晋三首相は地元の山口県の後援会の会合で、「積極的平和主義の旗のもと、もっと世界の平和と安定に貢献していく。日本人の生命と財産、美しい海と領土、領空、日本人の誇りを断固守り抜く」と語った。発言の大半は「景気回復」についてであったが、「積極的平和主義」という言葉にこそ、現在の安倍政権のもっとも危険な本質があらわれている。

「積極的平和主義」を世界に向けて安倍首相が宣言したのは、2013年9月の国連総会演説においてであった。そして第185臨時国会の所信表明演説（10月16日）で安倍首相は改めて「積極的平和主義」を強調し、「国家安全保障会議設置法」、「特定秘密保護法」などを、世論の批判が大きく高まったのにもかかわらず審議も尽くさずに強行採決していったのである。

「国家安全保障会議（日本版NSC）設置法」は、11月27日に自民、公明、民主、みんな、日本維新の会等の賛成で強行可決された。NSC（ナショナル・セキュリティ・カウンシル）とは、首相が議

長となって、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣の四人の会合を中心としながら、外交と安全保障政策を決める軍事司令機関にかならない。しかし、民主、みんな、維新が賛成にまわったため、国会においてはほとんど議論されず、国民にその内実が知らされないまま採決されていった。

もちろん日本の外交と安全保障政策は、日米安全保障条約体制に組み込まれているのだから、アメリカとの外交軍事情報の共有が前提となる。その情報の中における秘密や機密を保持するうえで、先にふれた「特定秘密保護法」が不可欠となる。強行採決された二つの法律は、アメリカ軍と日本の自衛隊が海外で共同軍事行動を行うために必要な、一体のものとしての「日米合同大本営」法なのだ。

国民にとってみれば、2012年12月の総選挙でももとより2013年6月の参院選でも自民党は公約にかかげていなかったのだから、突然降ってわいたような二つの法律だが、実は安倍晋三という政治家の来歴を辿っていくと、一つの歴史的帰結としての現在の政治状況が見えてくるのである。

「9・11事件」以後ブッシュ政権が進める「テロとの戦争」に、積極的に自衛隊を参加させる政策を取り続け、戦場であるイラクに自衛隊を派遣した小泉純一郎政権の下で、2005年8月郵政民営化法案が参議院で否決されたのに対して、衆議院を解散し、「郵政民営化イエスカノーカ」と二者択一を有権者に迫る「劇場選挙」が行われた。その結果、自民党は296議席を獲得して圧勝した。公明党とあわせれば、衆議院では明文改憲が可能な3分の2以上の議席を与党が獲得したことになる。

2年後の参議院選挙で3分の2を獲得しての明文改憲に狙いをさだめて、10月28日小泉自民党は「自民党新憲法草案」を発表し、9条2項をバツサリ削って、「自衛軍」を「保持する」ことを明記した。同じ日から開かれた「ツー・プラス・ツー」（アメリカの国防総省と国務省、日本の防衛庁と外務省の閣僚と実務者協議）において、普天間基地を辺野古へ移設し、V字型滑走路建設が決定されると同時に、アメリカ側から日本版NSCと秘密保護法の必要性を突きつけられた。9月21日に発足した第三次小泉内閣において内閣官房長官に就任したのが安倍晋三氏だったことを忘れてはならない。

そのほぼ1年後2006年9月26日に第一次安倍晋三政権が発足する。自民党の総裁選では自らの任期

中に憲法を変えることを公約にしていた。そして「戦後レジームからの脱却」をかかげて、1947年の「教育基本法」の改悪を、12月16日に強行した。これに連動させるようにして、防衛庁設置法等を改悪し2007年1月9日に防衛省を発足させた。そして、この年の通常国会に改憲手続き法としての「国民投票法案」が提出されたのだ。

「九条の会」が結成されたのは2004年6月10日であった。自然発生的に全国の地域、職場、学園で「九条の会」が作られていった。2005年には全国で3000、2006年には4800、そして2007年には6000の「九条の会」になっていた。

「読売新聞」は毎年4月第1週に憲法世論調査を行っている。2004年4月の時点では6割以上が憲法を変えた方がいいと回答し、憲法を変えない方がいいという人は2割であった。しかし2007年4月の世論調査の結果については、3年つづけて憲法を変えた方がいいという人が減り、変えない方がいいという人が増え、双方40パーセント近くで拮抗していると報じた。草の根からの「九条の会」の運動が確実に世論を変えて行ったのだ。この結果が発表された後、当時の小沢一郎民主党代表は、「国民投票法案」を議論していた衆院特別委員会の民主党の理事を降ろし、安倍政権の改憲路線に協力しない姿勢を明確にしたのであった。

5月14日「国民投票法」が強行採決された。国民世論を無視した第一次安倍政権の強行採決路線に対して、2007年7月に行われた参議院選挙において、有権者は「NO」の審判を下した。与党は敗北し、民主党をはじめとする野党が参議院では多数派になり、いわゆる「ねじれ国会」となった。先の参院選でマス・メディアは「ねじれ国会」がまるでいけないことであるかのように報道していたが、安倍政権による明文改憲を許さない有権者の意思こそが「ねじれ」を生み出したのだ。

総裁選の公約を実現できないことが明確になったのだから、安倍首相はただちに辞任するのが筋であったはずだが、続投を表明した。そして9月7日シドニーで行われたブッシュ大統領との日米首脳会談において、泥沼化していたアフガニスタンに、自衛隊をPKOで派遣することを要求されたのである。小泉政権下におけるイラク派遣においても、自衛隊は一発の銃弾も打たずに帰国したのであった。しかしアフガニスタンではそういうわけにはいかない。

当時の内閣法制局長の強い反対もあり、自衛隊の派遣は見送られ、ブッシュに対して詰め腹を切るように、安倍首相は9月12日病気を口実に突然辞任したのだ。全国的に高まった「九条改悪反対」の世論の力が第一次安倍内閣を引きずり降ろしたのである。

この経験を総括した第二次安倍晋三政権は直接9条改憲からではなく、改憲発議の条件を衆参両院の「3分の2以上」の議員の賛成と規定した憲法96条から先行改憲するという路線を推進した。つまり96条先行改憲で一致する日本維新の会やみんなの党を巻き込んで、参議院選挙でこの3党が3分の2以上をとれば、明文改憲が出来ると判断したのである。しかし、5月3日の憲法記念日前後に、96条先行改憲が日本国憲法の前提である立憲主義を破壊するものであるという議論が急速に広がり、下旬には憲法学者の樋口陽一氏を代表とする「96条の会」が結成され、96条先行改憲に反対する運動は急速に高まっていった。

参議院選挙前に「96条の会」は東京の上智大学、京都の同志社大学でシンポジウムを行い、多くの一般市民が参加し大きな成功をおさめた。参議院選挙の結果、96条先行改憲をねらっていた自民、維新、みんなの3党は3分の2以上の議席を獲得できなかった。国民はまたもや明文改憲に対して、「NO」の判断を下したのだ。国民世論は第二次安倍政権の96条先行改憲を許さなかったのである。

安倍晋三政権は、維新やみんなと自民が3党連携した明文改憲路線から、解釈改憲による「集团的自衛権の行使の容認」を可能にすることによる「戦争する国」づくりに転換していった。まず「集团的自衛権の行使」は憲法違反だとしてきた内閣法制局長官を事実上更迭し、小松一郎駐仏大使を8月10日に内閣法制局長官にすえた。それに続けて首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（「安保法制懇」）を再起動させるとともに、「安全保障と防衛協力に関する懇談会」（「安保防衛懇」）などを9月に入って始動させている。いずれの懇談会も、集团的自衛権の行使は合憲だと主張している北岡伸一国際大学学長が中心となっている。これらの懇談会における安倍首相の挨拶の中心に「積極的平和主義」が位置づけられていた。

「集团的自衛権の行使を容認する」という方向での解釈改憲路線の中で、第185臨時国会での一連の法律の成立を位置づけておく必要がある。日本の自

衛隊が海外でアメリカ軍と一緒に武力行使が出来るようにすることがそのねらいの中心である。

国会閉会後の12月17日に安倍政権は「国家安全保障戦略」(NSS)と新「防衛計画の大綱」、新「中期防衛力整備計画」を閣議決定した。「戦争する国」づくりが、閣議決定だけで進められていく体制に入った。

「国家安全保障戦略」の中では「国家安全保障の最終的な担保となるのは防衛力であり、これを着実に整備する」と述べている。これは明らかに「武力」に拠らない平和の実現を宣言した日本国憲法前文と第9条を否定する立場である。なによりも自民党を中心とした歴代政権が行って来た、「専守防衛」路線と訣別し、「戦争する国」への転換を明確にしている。そしてこれからの5年間で約24兆6700億円の軍事費を投入して、自衛隊を海外で戦争のできる軍隊に大改造し、さらに「武器輸出三原則」を廃止し、国民には「愛国心」を強要することさえもこれらの文書には書きこまれている。

この数日後、南スーダンに派遣されている自衛隊が、自動小銃の弾丸一万発を韓国軍に供与するという「事件」が発生した。これは明確に「武器輸出三原則」違反であるばかりでなく、自衛隊のこれまでのPKO活動の在り方からの逸脱である。「国家安全保障会議」の初仕事で、歴代政権の9条解釈を踏みにじり、海外で戦争をする組織に自衛隊を変質させようとするものであったことを見逃すわけにはいかない。

そして沖縄県の仲井真知事に辺野古への新基地建設を認めさせ、アメリカ側からの評価を得た12月26日、安倍首相は靖国神社を参拝した。言うまでもなく、靖国神社には、かつての侵略戦争を起こした罪に問われた「A級戦犯」が合祀されている。

安倍首相の靖国参拝には対しては、中国政府と韓国政府からのきびしい批判をはじめとして、アメリカ政府からも「失望した」という異例の批判が出され、国連事務総長、欧州連合、ロシア政府、シンガポール政府からも批判されることになった。安倍政権が第二次世界大戦後の国際秩序に逆行する、歴史問題を逆行させるきわめて危険な権力であることを一層明らかにしていかなければならない。

この流れを止めるためには、何よりも草の根からの市民運動が重要である。その運動の方向性は、この間の「特定秘密保護法」に反対する運動に明確に

あらわれている。10月中旬に「『何が秘密?それは秘密』法に反対するネットワーク」(略称・秘密法反対ネット)が結成され、11月21日一日共闘形式の集会の準備が始まった。秘密法反対ネットを軸に、5・3憲法集会実行委員会、平和フォーラム、秘密法に反対する学者・研究者連絡会、新聞労連などが「呼びかけ五団体」となり、「STOP!秘密保護法11・21大集会実行委員会」が結成された。

このことによって、新聞労連をはじめとする中立的系組合、平和フォーラムにつながる連合系労組、5・3実行委に加わっている全労協、全労連系の組合が共同する体制がつくられていった。さらにこの運動を、日本弁護士連合会が「後援」という形で、今までにない幅広い共同に基づく運動体が構築されていった。

11月21日の日比谷野外音楽堂での集会は、会場内外に9000人が集り、「入場封鎖」をする事態となった。その後この集会実行委員会は一日共闘から、臨時国会会期中の秘密保護法に反対する共同行動のための「秘密保護法廃案へ!実行委員会」に再編されていく。

そして12・1日弁連街頭演説会の「後援」、12・2国会キャンドル行動(1500人)、12・4国会包囲ヒューマンチェーン(6000人)、12・6日比谷野音集会(15000人)と連係行動を組織し、夜遅くまで人々の波が国会を包囲した。そして、この国会周辺での行動は、全国各地の集会やデモと結びついて行われていったのである。

そして採決の翌日からも秘密保護法を廃止させる運動は全国各地で、そして各分野でも絶えることなく続いている。そして実行委員会も「秘密保護法廃止へ!実行委員会」と名称変更し、通常国会に対する運動を展開している。

12月10日の共同通信の世論調査では、内閣支持率は10ポイント以上下落し47%となり、秘密保護法への反対は60%。マス・メディアにおいても秘密保護法批判の報道は継続されている。この草の根運動の存在こそが、かつての戦前と決定的に異っているのである。その草の根の力によって、この国を「戦争する国」にしないために、2014年という年を結節点に出来るようにしていきたい。